

国家資格取得をめざす  
あなたをバックアップ!

## 学費サポート制度

社会福祉士養成科・精神保健福祉士養成科[一般]対象  
社会福祉士科通信課程 (2020年4月生 - 申請中 -)

### 専門実践教育訓練給付制度

入学金 授業料 教材費  
最大 **70%** 給付

厚生労働大臣の指定を受けた専門的・実践的な教育訓練を受講する際に教育訓練経費の50%にあたる給付を受けることができます。また、訓練の受講終了から1年以内に資格取得などを行い、雇用保険の一般被保険者として雇用された場合には、さらに20%の追加支給を受けることもできます。

| 専門実践教育訓練の受講中   | 受講終了後  | 教育訓練支援給付金制度   |
|--|--|---|
| <p><b>支給額</b><br/>受講者が支払った教育訓練経費の <b>50%</b></p> <p><b>支給額の上限</b><br/><b>40万円/年</b></p> <p><b>支給期間</b><br/><b>1年</b> (当校の場合)</p> | <p><b>合計最大 56万円</b> の支給</p> <p><b>支給額</b><br/><b>20%</b> を追加支給</p> <p><b>支給額の上限</b><br/><b>16万円</b></p> <p>受講終了日から1年以内に資格取得し、かつ被保険者として雇用された又は雇用されている場合</p> | <p><b>PlusUp</b></p> <p>45歳未満の失業状態にある方が専門実践教育訓練を受講する場合には、給付に加え、受講支援のため離職前賃金に基づき算出した額(※基本手当の80%)が訓練中に給付されます。</p>  |

※受講要件には、ジョブカードの交付等(例：受講1ヶ月前に交付が必要)の条件があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

### 社会福祉士科通信課程 対象

### 一般教育訓練給付制度

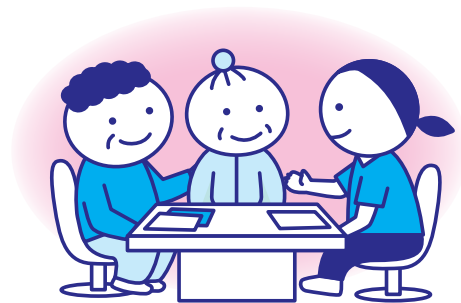
入学金 受講料

**20%** 給付

雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった方(離職者)が、本校の社会福祉士科通信課程を卒業後にハローワークで支給手続きを行い、教育訓練費用の20%が給付される制度です。

| 受講終了後  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| <p><b>支給額</b><br/>受講者が支払った教育訓練経費の <b>20%</b></p> | <p><b>支給額の上限</b><br/><b>10万円</b></p> |

※支給要件等はハローワークへご相談ください。



《福岡・天神》にある、医療・福祉・保育の学校

学校法人 実教学園 / 日本病院会認定

**F C** フチガミ医療福祉専門学校

〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目4-18

ホームページ: <http://www.medical.ac.jp>

E-mail: [info@medical.ac.jp](mailto:info@medical.ac.jp)

 **0120-449-419**